

社会福祉法人刈谷田福社会 評議員及び役員の報酬支給に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人刈谷田福社会定款第8条及び第21条に規定する評議員及び役員の報酬とその支給について定めるものとする。

(報酬額)

第2条 報酬として支給する金額については、次のとおりとする。ただし、園長及び施設長は除くものとする。

理事長 年額90,000円

評議員 年額30,000円を限度とし、1回について
5,000円を支給する。

理事 年額30,000円を限度とし、1回について
5,000円を支給する。

監事 年額30,000円を限度とし、1回について
5,000円を支給する。

(報酬支給日)

第3条 理事長の報酬の支給日は、当該年度の3月中とする。

2 理事長以外の役員報酬の支給は、会議に出席の都度支払うものとする。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。(平成28年12月8日議決)